

高知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第 1 の別に定める
「くろまぐろ」について

(第 4 管理期間)

平成 30 年 7 月 1 日 公表

平成 30 年 10 月 30 日 改正

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においてくろまぐろは、釣り漁業や曳き縄漁業、定置網漁業を中心に漁獲されるが、本種の資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、より一層の適切な管理が必要であるため、本県においても本種が更に安定的で持続的なものとなるよう、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- 2 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 3 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場においては、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査を進めていく。
- 4 くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- 1 くろまぐろについて、本県の漁獲上限は次表のとおりである。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	34.8 トン	うち 3.5 トン を留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)	13.2 トン	うち 5 トンを 留保する

- 2 全国数量（我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量）を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、農林水産大臣が当該採捕の数量とともに公表し、当該公表がされた場合で、かつ、上表の本県の知事管理量が消化されていなくとも、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

採捕の種類及び期間		小型魚	大型魚
本県の割当量		31.3 トン	8.2 トン
	うち 30 年 7 月	2.3 トン	0.3 トン
	8 月	2.0 トン	0.4 トン
	9 月	1.0 トン	0.4 トン
	10 月	4.1 トン	0.4 トン
	11 月	7.8 トン	0.7 トン
	12 月	6.2 トン	3.0 トン
	31 年 1 月	4.2 トン	1.2 トン
	2 月	2.8 トン	0.9 トン
	3 月	0.9 トン	0.9 トン

本県は、採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の各数量を超えるおそれがある著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと、期間ごとに法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第 2 の 1 及び第 3 の種類別に示した知事管理量を遵守するため、以下の早期是正措置を講ずるものとする。

1 緊急連絡体制について

- (1) 各漁業協同組合は以下のとおり採捕数量が積みあがった場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
県内すべての漁業協同組合	一本釣り漁業、曳き縄等（定置網以外の漁業）	1 隻/日あたり 50 キログラムを超える量の採捕
	一本釣り漁業、曳き縄（養殖用種苗の採捕を目的とするもの）	1 隻/日あたり 50 キログラムを超える量の採捕
	定置網漁業	1 か統/日あたり 50 キログラムを超える量の採捕

(2) (1) の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
県内すべての漁業協同組合	各漁業者は漁協の職員へ電話連絡	連絡を受けた職員は、くろまぐろ担当職員へ報告	・漁協の担当職員は本県漁業管理課にメール/FAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡

(3) (1) の本県への一報の対象となる採捕があった際の漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

漁業種類	緊急の管理措置
一本釣り漁業、曳き縄等（定置網以外の漁業）及び養殖用種苗の採捕を目的とするもの	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・期間別に定めた数量の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
定置漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・期間別に定めた数量の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4) 本県は1日に0.5トンを超える採捕の数量報告があった際は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

(1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあると認める場合、本県の第2又は第3の数量（留保を設定している場合は留保の数量を除く）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚もしくは大型魚別の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がさ

れていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の（１）の公表とする。

３ 早期是正措置

本県は採捕の数量を公表した後、すみやかに法第９条第２項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

【一本釣り漁業、曳き縄等（定置網以外の漁業）及び養殖用種苗の採捕を目的とするもの】

（１）知事管理数量の割当量７割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は操業時間の短縮、出漁日数を抑制する。
- ・ 漁業者は生存個体の放流に努める。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

（２）知事管理数量の割当量の８割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は操業時間の短縮（通常の１/２）、出漁日数の抑制（通常の１/２）に取り組む。
- ・ 漁業者は生存個体を放流する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

（３）知事管理数量の割当量の９割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者はくろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
- ・ 漁業者はくろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために、混獲採捕の時点で当該日の操業は切り上げ、翌日以降の操業を抑制する。
- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

【定置網漁業】

（１）知事管理数量の割当量７割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は（１日に２回以上網起こしの場合）網起こし回数を１日１回に抑制する。魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。
- ・ 漁業者は生存個体の放流に努める。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- (2) 知事管理数量の割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・ 漁業者は網起こし回数を 2 日に 1 回に抑制する。魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。
 - ・ 漁業者は生存個体を放流する。
 - ・ 本県はこれらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- (3) 知事管理数量の割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・ 漁業者は魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認される以外は操業を抑制する。
 - ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
 - ・ 本県はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

【遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について】

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した際は管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この際、本県は国に対し当該指導内容を速やかに伝達するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、本県のホームページ、県公報、市町村広報やテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 第 2 の知事管理量

第 2 の知事管理量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 第 3 の採捕の種類別又は期間別の数量

第 3 の採捕の種類別又は期間別の数量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

また、期間別の数量である月別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは当該月別ごとに採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚もしくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止

命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令が出される際は、本県の水面での遊漁者も命令対象として、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

2 第4管理期間までの超過分の差引について

本県の第3管理期間の超過量は以下のとおりである。

	超過量合計	第4管理期間期首の 差引数量(9か月分)	第5管理期間以降の 差引量合計
第3管理期間 超過分	24.8	21.7	3.1

第3管理期間の超過量24.8トンについては、第4管理期間が9か月であることから、漁獲枠超過量の差引量も9か月分に按分し、一括で差し引くこととする。